

＜貸付額＞ ・年収めやす(※)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「（課税標準額-33万円）×6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

（※）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

全 日 制

＜授業料が年間63万円（大阪府の標準授業料）の学校の場合＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授 業 料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	630,000円	396,000円	234,000円	630,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		118,800円	511,200円				
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満		630,000円	630,000円			0円（貸付対象外）	・授業料実質負担額が0円のため、貸付対象外。
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満							

＜授業料が年間65万円の学校の場合＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授 業 料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	学校負担 ④	(②+③+④) 合計	保護者負担額 ① - (②+③+④)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	650,000円	396,000円	234,000円	20,000円	650,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 授業料が63万円を超える学校の場合、その超えた額は学校負担となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		118,800円	511,200円					
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満		630,000円	630,000円	(保護者負担)	630,000円	20,000円	20,000円	・授業料が63万円を超える学校の場合、その超えた額は保護者負担となります。
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満								

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

（例）授業料が年間63万円で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	100,000 円
計	100,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	100,000 円

- ＜貸付額＞ ・年収めやす(※)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）
- ＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

- (※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。
 (※2) 通信制の就学支援金支給の上限は74単位。育英会では1・2年時25単位、3年時を24単位で割り当てるため、年間25単位の学校の場合、3年次に1単位分の保護者負担額が発生。

＜授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料＜就学支援金等）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③) (※2)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	240,000円 (10,000円 × 24単位)	0円	240,000円	10,000円	110,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		115,488円 (4,812円 × 24単位)	124,512円 (5,188円 × 24単位)				
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満		240,000円 (10,000円 × 24単位)					
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満							

＜授業料が年間30万（1単位あたり12,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料＞就学支援金等）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③) (※2)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	300,000円	288,000円 (12,000円 × 24単位)	0円	288,000円	12,000円	112,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		115,488円 (4,812円 × 24単位)	172,512円 (7,188円 × 24単位)				
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満		288,000円 (12,000円 × 24単位)					
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満							

～奨学資金貸付限度額と借用金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借用金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

(例) 授業料が年間30万円（1単位あたり12,000円、年間25単位）で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借用金額となります。

借用金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	112,000 円
計	112,000 円

借入額の合計が借用金額となります。

借用金額	
	112,000 円